

警報等発表及び地震発生時の措置・対応について（5. 28改訂版）

1 レベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報・暴風警報、大雪警報が発表された場合

（＊警戒レベル3以上はすべてを含む）

（1）朝の登校時、和歌山市にレベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報・暴風警報、大雪警報が発表されている場合は、自宅待機とします。

- ① 午前9時までに解除された（午前9時解除を含む）場合は、通学路の安全を確認の上、登校させていただきます。給食の有無は、午前6時の時点の警報の有無で判断されます。和歌山市メール連絡システム（LINE スクール連絡帳）で連絡します。給食がない場合、授業は午前中のみとなります。
- ② 警報の解除が午前9時を過ぎた場合は、臨時休業とします。

（2）登校後、和歌山市にレベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報・暴風警報、大雪警報が発表された場合、気象状況・交通機関・道路の状況などを判断し、生徒が安全に帰宅できると判断した場合は、すみやかに下校の措置をとります。

下校させることでより危険が増すと考えられる場合は、危険性がなくなるまで学校で待機します。なおレベル4危険警報・レベル5特別警報が発表された場合は、学校で待機します。

留守宅等、個々の家庭状況をふまえ、必要に応じて学校に待機させる場合があります。

（3）その他の警報が発表された場合は、平常通り授業があります。ただし、登校に危険があると判断した場合は自宅待機し、そのことを速やかに学校へ連絡してください。

※ 特別な場合を除き、学校から家庭への連絡はいたしかねますのでご了承ください。また、学校への問い合わせ電話は、ご遠慮ください。

2 地震が発生した場合

防災無線やテレビ・ラジオ等の正確な情報により適切な行動をとってください。

- （1）和歌山市で震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
- （2）震度に関係なく、津波警報、または、大津波警報が発表され、危険が予測される場合は、臨時休業とします。その場合は、LINE スクールで連絡します。
- （3）登校後、震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、生徒を安全な場所に避難誘導し、情報収集した上で、待機を継続するか下校かを決定します。危険がないと判断できるまでは、避難場所で待機します。保護者の引き取りをお願いする場合があります。

3 避難勧告、避難指示等により学校が避難所となる場合

学校は臨時休業となります。